

第9問 受領拒否を原因とする非済供託に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 家賃の増額請求につき当事者間に協議が調わない場合において、賃借人が従前の額を相当と考えその額を提供したところ、賃貸人に受領を拒否されたときは、賃借人は、受領拒否を原因とする非済供託をすることができる。

イ 時効期間の経過した家賃を遅延損害金とともに賃貸人に提供したが、受領を拒否された場合であっても、賃借人は、受領拒否を原因とする非済供託をすることはできない。

ウ 賃借人が賃貸人に対して、各月の家賃を、各支払日に債務の本旨に従って提供したにもかかわらず、数か月にわたり賃貸人がその受領を拒否しているときは、賃借人は、その数か月分の家賃を遅延損害金を付すことなく、受領拒否を原因として、一括して非済供託をすることができる。

エ 建物の賃借人が、家賃は賃借人の住所で支払う旨の特約に基づき、賃貸人に対し家賃の受領を催告したが、賃貸人が非済期に受け取りに来なかった場合、賃借人は、受領拒否を原因として、家賃を非済供託することはできない。

オ 建物の賃貸人の死亡により数人の相続人がその地位を承継した場合において、賃借人が相続人の一人に賃料全額を提供し、その相続人が受領を拒否したときは、賃借人は、受領拒否を原因として、賃料全額を非済供託することができる。

1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ